

第9期 第7回文京区リサイクル清掃審議会 会議録要旨

I 日 時 令和7年7月23日（水） 午後3時00分～4時52分

II 場 所 文京シビックセンター24階 第1委員会室

III 出席者

【学識経験】 南部和香（会長）、斉藤崇

【委 員】 細谷はるか、山田幸弘、二木玲子、寺澤弘一郎、内田幸久、柴田恵美子、和田真澄、
内西太郎、阿部沙也加、阿部雅広、鏑木儀郎、島田浩司、田口香子、武井彩子、
宮本拓

【幹 事】 木幡資源環境部長、有坂リサイクル清掃課長、石川文京清掃事務所長

IV 配布資料 ○報告事項

資料第23号 文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）第1章～
第7章の見直し

前回審議会からの修正箇所一覧

前回審議会が出た委員意見要旨

資料第24号 小型充電式電池の窓口回収事業及びプラスチック分別回収事業
の取組状況について

参考資料1 第9期文京区リサイクル清掃審議会委員名簿

V 開会

○南部会長 定刻となりましたので、ただいまから第9期第7回文京区リサイクル清掃審議会を開会いたします。

皆様、今日も日差しが強いですがお変わりないでしょうか。前回より出席者が多いので、ぜひご意見をお寄せください。

初めに、本審議会は会議録作成のため発言を録音いたします。ご発言の際には、挙手の上、必ずお手元のボタンを押してお名前をおっしゃってからご発言いただき、発言終了後にもボタンを押していただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の交代についてお知らせいたします。新しく委員になられた文京区立小学校PTA連合会の阿部委員が本日出席されていますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○阿部（雅）委員 阿部雅広と申します。文京区立駒本小学校のPTA会長を務めております。よろしくをお願いいたします。

○南部会長 ありがとうございます。

また、文京区町会連合会の浅野委員がご退任されました。後任の委員はまだ決定していないそうなので、決定次第ご挨拶をお願いしたいと思います。

審議会の成立報告及び資料確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（有坂） 本日もご出席いただきます委員の数は17名でございます。委員の定数の2分の1以上のご出席をいただいております。したがって、条例第77条の規定により審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、株式会社東京ドームの内西委員から遅参のご連絡をいただいております。また、清水委員と文京区町会連合会選出委員が欠席となっております。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日必要となる資料は事前にお送りしております4点、資料第23-1号「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）第1章～第7章の見直し」、資料第23-2号「前回審議会からの修正箇所一覧」、資料第23-3号「前回審議会での委員意見要旨」、資料第24号「小型充電式電池の窓口回収事業及びプラスチック分別回収事業の取組状況について」です。また、本日1点机上配付しております、参考資料1「第9期文京区リサイクル清掃審議会委員名簿」、以上5点となります。さらに、「夏休みリサイクル見学会」と「クールアースフェア」のチラシを机上配付しております。

また、一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）の冊子も必要となりますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。資料も含め不足があるようでしたら挙手をお願いいたします。

○南部会長　ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。資料第23号をご覧ください。文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間見直し案についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（有坂）　それでは、文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間見直し案について説明いたします。

資料第21-3号「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）第1章～第7章の見直し」ですが、前回までの審議会において第6章まではご審議いただきましたので、本日は第6章までで修正のあった箇所と第7章について説明いたします。修正箇所は、資料第23-2号「前回審議会からの修正箇所一覧」に記載しています。また、委員からいただいたご意見とそれに対する対応は、資料第23-3号「前回審議会が出た委員意見要旨」にまとめていますので、併せてご覧ください。

では、資料第23-1号「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）第1章～第7章の見直し」をご覧ください。

2枚おめくりいただきまして、3ページ、1.5 計画の位置付けの図1-1について、中央の文京区の欄に文京区災害廃棄物処理計画との関連を追記しました。

次に、8ページをご覧ください。2.2 区民・事業者等との連携について、前回審議会では「区民・事業者との連携」としていましたが、学校や大学について記載してはどうかのご意見をいただいたことや、文中に地域活動団体やNPOについての記載もあることから、「区民・事業者等との連携」に改めました。なお、大学との連携については、この後説明する第7章目標達成のための具体的施策において取組を記載しています。第6章までの修正については以上です。

続いて、第7章について説明します。23ページをご覧ください。現行計画と同様、重要施策の一つ目として食品ロス削減推進計画を記載しています。今回は中間年度見直しのため現行計画の考え方を踏襲しますが、過去5年間の事業実績や状況変化を反映し、必要な修正を行います。

まず、（1）計画の背景については、国内や世界の現状と国や都の取組、令和6年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」における食品ロスの割合を記載しています。

続いて、24ページの（2）基本指針です。引き続き「一人ひとりが食品ロスを減らす大切さを理解し、行動する～明るく楽しく果敢に取り組む、食ロス対策～」を基本指針とし、食品ロスの削減を推進してまいります。

(3) 目標値の設定については、①区の食品ロスの現状として、昨年度実施した家庭ごみ組成分析調査の結果から文京区の現状を記載し、26ページに②として目標値を設定する構成としています。計画最終年度である令和12年度において、現行計画から引き続き、区民1人1日当たりの家庭系食品ロスの発生量を19.4gとすることを目標といたします。これは現行計画で基準としていた令和元年度の24.3gから毎年約2%ずつ削減し、令和12年度までに約20%を削減することを目標としたものです。なお、令和6年度については、表7-2に推計値23.8gと記載していますが、目標である毎年約2%削減が達成できた場合、22.4gとなることから、目標を達成できていない状況です。この後説明する具体的な施策など、より一層食品ロス削減に取り組むことにより、令和12年度の目標値19.4gの達成に努めてまいります。

次に、(4)進捗管理です。①基礎調査等に記載のとおり、本審議会に進捗状況を報告し、ご意見を求めるとともに、令和11年度に実施する家庭ごみ組成分析調査や区民アンケート調査、事業所アンケート調査により進捗状況を把握し、令和13年度からの次期計画に反映いたします。

続いて、②指標についてです。27ページの表7-3 区民の認知度・取組等を評価する指標は現行計画でも掲げている指標ですが、昨年11月の本審議会でご報告したとおり、目標を下回っている状況です。国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」を2030年度に80%にする目標が掲げられているため、区も同様の趣旨で、『「食品ロス」を減らすために日頃から行っていることはありますか』の選択肢のうち、どれか一つでも取り組んでいる人を80%以上とする目標に変更することを事務局で検討いたしました。しかし、どれか一つでも取り組んでいる人が令和6年度で既に99.1%に上り、国の2030年度の目標を既に達成している状況でした。そのため、現行計画と同じ数値目標を引き続き目指すこととして記載いたしました。また、令和6年度の調査で新たに設問に加えた選択肢の一部を追記しています。

次に、28ページの表7-4 区内の宿泊・飲食サービス業の取組を評価する指標です。現行計画では、事業者についての指標は中間年度見直しの際に検討することとしていましたので、今回新たに設定したものです。区民の指標と同様、令和6年度に実施した事業所アンケート調査の設問から、表7-4に記載のとおり指標としました。

(5)には、目標を達成するための具体的な施策を記載しており、現行計画策定以降の新規事業である『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』を追記しています。また必要な用語には説明を付しています。

次に、29ページの(6)計画の推進体制及び(7)区民・事業者・区の行動指針については記載のとおりです。先ほどと同様、『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』を追記しています。

続いて、32ページの2 プラスチックごみの削減の推進です。重要施策の二つ目として記載しています。こちらも先ほどの食品ロス削減推進計画と同様、現行計画の考え方を踏襲しつつ必要な修正を行っています。

まず、(1)計画の背景については、世界や国内の現状と取組に加えて、大きな変化として、プラスチック分別回収の開始について追記しました。本審議会からの答申を得て、文京区でプラスチック分別回収を開始するに至った経緯を記載しています。

次に、33ページの(2)基本指針です。引き続き「プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換」を基本指針とし、プラスチックごみの削減を推進してまいります。

(3)目標値の設定です。昨年度実施した調査から、令和6年度に家庭ごみとして排出されたプラスチックの量は、区民1人1日当たり64.6gと推計しています。これはプラスチック分別回収が始まる前の数値であるため、可燃ごみに含まれていたプラスチックのうち35%を資源としてリサイクルするとともに、この後説明する具体的な施策などにより、毎年約2%削減することで、令和12年度には令和元年度と比較して約3分の1を削減し、区民1人1日当たり39.5gとすることを目指します。

続いて、34ページの(4)進捗管理については、本審議会に進捗状況を報告し、ご意見を求めるとともに、令和11年度に実施する家庭ごみ組成分析調査や区民アンケート調査、事業所アンケート調査により、プラスチックごみ削減の推進状況等を把握し、令和13年度からの次期計画に反映いたします。

(5)具体的な施策についてです。現行計画ではプラスチック分別回収を検討すると記載していますが、プラスチック分別回収を既に開始したことから、「プラスチック分別回収の推進」に改め、「プラスチック回収量の増加」と「回収するプラスチックの品質向上」を記載いたしました。

(6)区民・事業者・区の行動指針については記載のとおりです。

35ページの中ほど、②区民行動計画にも三つ目の丸に「プラスチック分別回収への協力」を追記しました。

以上のとおり、36ページまでが重要施策の食品ロス削減推進計画とプラスチックごみの削減の推進となっています。なお、食品ロス削減推進のみ計画となっているのは、「食品ロスの削減

の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村に食品ロス削減推進計画策定の努力義務が課されているためです。そのため、文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）に内包して策定したものを今回見直しています。

続きまして、３７ページをご覧ください。目標達成のための具体的施策について、現行計画から引き続き六つの大項目と２６個の中項目で施策の体系をまとめています。

次に、３８ページ、７．３ 個別施策です。前回の審議会で現行計画に掲載している各種施策の現状と方向性をご議論いただきましたので、それを踏まえ、現行計画策定以降に開始した事業の追記と終了した事業の削除を行うなどしています。現行計画からの変更点を中心にご説明いたします。

まず１ 区民を対象とした普及啓発・協働の推進の（１）情報の提供です。①「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布の二つ目に「増加する外国人住民への対応として、多言語化等の必要な措置を講じます。」を追記しています。また、⑤キャラクターの活用では、「既存のキャラクターを活用しながら、年齢や性別などを問わないキャラクターの作成を必要に応じて検討します。」といたしました。

次に、３９ページ⑩チャットボットによる「ごみ分別案内サービス」については、二つ目に「多言語化等、区民の利便性向上に資する機能の導入を検討します。」を追記しています。さらに、⑪廃棄物処理施設見学会の周知として、「東京２３区の清掃工場や中防処理施設等の見学会の周知を行います。」を追記しています。

続いて、（２）イベント等の開催や環境学習の場の提供です。４０ページの③文京 eco カレッジの開催について、現行計画では４７ページに文京 eco カレッジの②として「リサイクル施設バス見学会（団体育成支援）」とありますが、これを「夏休みリサイクル見学会」と改めております。また、現行計画の③公開講座（団体育成支援）は事業終了のため削除しています。

続いて、４１ページ一番上の⑧子ども服無料頒布会については、現行計画４８ページの「子ども用品とりかえっこ」から事業名及び開催方法を変更しているため、その旨反映しています。

続きまして、その下の（３）地域活動団体等との連携です。①地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援では、先ほどご説明した変更や終了した事業名の整理を行いました。また、⑥区内店舗との連携体制の強化では、現行計画策定以降の新規事業である『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』について追記しています。

続いて、４２ページ、２ 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進です。（１）情報の提供の④先進的な取組事例の紹介ですが、事業者の参考となる事業系ごみの減量や、再利用の積極的

な取組をまとめた好例集「真似しよう！事業系ごみ削減プロジェクト」について記載しました。

（２）事業者との連携については再掲ですが、同様に『③フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』を追記しています。

次の４３ページ２行目に、前回の審議会でチラシをお配りいたしました「④脱プラスチック製容器等購入費補助金」を追記しています。

続いて、３ 家庭系の３Ｒの推進の（１）リデュース（発生抑制）の推進と、（２）生ごみ減量活動の推進です。４４ページをご覧くださいまして、上段の③家庭用生ごみ処理機等購入費補助金についてですが、現行計画では５１ページ下段に「コンポスト化容器の斡旋」となっているものを修正しています。同じく４４ページ（３）モノを長く使うライフスタイルの促進と、（４）リユース（再使用）の推進です。（３）は変更ありません。（４）では、③生活用品や食品の再活用で、『民間事業者「ジモティー」と連携し、不用となった生活用品のリユースを図っていきます。』の記述を追記いたしました。

次に、４５ページ（５）集団回収の推進と（６）資源回収の推進です。（５）は変更ありません。（６）の③資源の持ち去り対策については、前回の審議会でも様々なご意見、ご質問をいただいたところです。現行計画に記載のあるＧＰＳ端末設置による古紙の持ち去り撲滅に関する記載は、古紙需要の低下により現在は行っていないため削除し、「区内各警察署と連携したパトロール及び清掃職員によるパトロールを実施します。」に改めました。

一番下、⑨プラスチック分別回収事業の実施です。重要施策の二つ目、プラスチックごみの削減の推進でも説明しましたが、本年４月からプラスチック分別回収事業を開始しているため、現行計画においては、５７ページに「容器包装プラスチックの分別回収の検討」と記載していましたが、「プラスチック分別回収事業の実施」に改めました。

次に、４６ページ、４ 事業系の３Ｒの推進の（１）大規模・中規模事業所の３Ｒ推進と、（２）小規模事業所の３Ｒ推進です。（１）の④廃棄物管理責任者講習会の実施に「eラーニングを活用して廃棄物管理責任者講習会を実施します。」を追記しました。（２）は多少の修文はしていますが、内容に変更はありません。

続いて、４７ページ（３）区の率先した取組の推進の⑤ボトルディスペンサー型水飲栓の設置をご覧ください。本年５月から７月２２日までに、ぶんきょう涼み処を開設している区有施設２６か所にボトルディスペンサー型水飲栓を設置し、マイボトルの活用を呼びかけることでペットボトルの削減を図っており、リサイクル清掃課ＬＩＮＥ公式アカウントでもお知らせしたところです。現行計画策定以降の新規事業となりますので、新たに記載しています。

次に、5 適正処理の推進の（１）適正な収集体制の維持と、48 ページ中段の（２）区で収集しない廃棄物への対応、（３）適正排出の推進です。（１）（２）については、変更ありません。

49 ページをご覧ください。（３）適正排出の推進の⑥ふれあい指導の実施では、「増加する外国人住民への対応として、A I 通訳機を活用し、分かりやすく正確に指導・啓発していきます。」を追記いたしました。また、⑦有害ごみ・危険物対策についても、「業界団体などと連携し、適正排出のための普及啓発を行っていきます。」と「リチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の窓口回収を実施します。」を追記し、本審議会でご意見をいただいていたリチウムイオン電池等の小型充電式電池などの回収について記載しています。

（４）事業系ごみの自己処理の促進と、（５）中間処理・最終処分については変更ありません。

続いて、50 ページ（６）災害時の対応です。③災害時等を想定した通信訓練の実施について、現在使用しているMCA無線は令和11年5月にサービス終了予定となっており、現在代替手段が未定のため、修文しています。⑤「文京区災害廃棄物処理計画」に基づいた対応ですが、現行計画策定時には「文京区災害廃棄物処理計画」が策定されていなかったため、『「文京区災害廃棄物処理計画」の策定』を掲げていましたが、令和4年3月に策定し令和7年3月に修正していることから、記載内容を改め必要な事項を記載いたしました。

（７）感染症発生時の対応については変更ありません。

51 ページ、6 運営管理体制の充実です。（１）双方向の情報交換と区民参画及び（２）国等への要望については変更ありません。

続いて、52 ページ（３）行政内部での連携ですが、①他部署との連携に「文京エコ・リサイクルフェア（再掲）や他部署主催のイベント等において、関連部署と連携・協力を図ります。」及び「ボトルディスペンサー型水飲栓の設置（再掲）は熱中症対策にも資することから、関係部署と連携・協力を図ります。」を追記しました。

最後になりますが、（４）処理費用負担の検討と（５）情報の公開については変更ありません。

第6章までの修正箇所と第7章については以上となります。その他、前回審議会でごいただいたご意見への対応は、資料第23-3号「前回審議会が出た委員意見要旨」をご覧くださいと存じます。

以上で資料第23号の説明を終わります。

○南部会長 ありがとうございました。

資料第23-1号には計画第1章から第7章までありますが、本日は第7章に絞ってご意見を

いただきたいと思います。第1章から第6章までにつきましては、もしどうしても発言したいという場合は、全ての議事が終わった後に受けますので、よろしくお願いいたします。

では、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 公募委員の宮本です。

食品ロス削減推進計画ですが、使い切れない食品をフードドライブに提供するには賞味期限まで2か月以上あることや未開封であることなど制約があるので、知人に譲るという基本的なことも重要だと思います。私は、からすみが得意ではないのですが、知人に譲って喜ばれたことがあり、具体的な取組として提案してはどうでしょう。

○南部会長 ありがとうございます。

そういった考え方は大切ですので、何かできるといいですね。

鎗木委員、どうぞ。

○鎗木委員 鎗木です。ご説明ありがとうございました。

28ページの表7-4 区内の宿泊・飲食サービス業の取組を評価する指標について、大きなホテルも1事業所で、小さな食堂も1事業所だとすると、事業所の規模によって取組状況に差があるのではないのでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

昨年度実施した事業所アンケート調査の結果から指標としていますが、この調査は従業員数20人以下の比較的小規模な事業所を対象に実施した調査であるため、事業所の規模や取組状況については概ね同程度であると考えています。

○南部会長 小規模な事業所を対象に実施した調査であれば、鎗木委員のご意見のような事業所の規模の差による問題は生じないかと思いますが、いかがでしょうか。

○鎗木委員 小規模事業所のみが対象なのであれば、表7-4の「区内の宿泊・飲食サービス業の取組を評価する指標」というタイトルが正確ではないのではないかとという点が疑問です。

○南部会長 調査結果から宿泊業と飲食サービス業を分けることはできるのでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

総務省統計局の事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）から業種別、従業員規模別に抽出した事業所を対象にアンケート調査を実施しました。宿泊業と飲食サービス業については「ファミリーレストラン」「ファストフード店」「その他の飲食・宿泊業」の3業種に区別して質問したため、宿泊業と飲食サービス業を区別することはできません。

○南部会長 可能でしたら、どのような事業所を対象としたのかを付け加えると良いかもしれません。

○事務局（有坂） 事務局です。

会長がおっしゃったように、注釈を入れさせていただきたいと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 一方で、（５）具体的な施策の食品ロス削減を促進するための仕組作りのところに記載のある「事業者や大学と連携した３Ｒ推進・普及活動」の「事業者」には、先ほどの従業員数２０人以下の事業所以外の大規模な事業所も含まれると思いますので、誤解が生じないようにしていただく必要があるかと思いました。

○南部会長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部（雅）委員 文京区立小学校ＰＴＡ連合会の阿部です。

「ぶんきょう食べきり協力店」や『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』という事業は、今日初めて知りました。２８ページの具体的な施策に「情報収集と普及啓発」とありますが、まだ数%しか認知されていない事業を今後５年間で目標値まで上げていくに当たっては、どのように普及啓発していくのが大きな課題であると思います。何か区で考えていることはございますか。

○事務局（有坂） 事務局です。

『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』は一昨年の１０月から始めた事業で、店舗側からの出品が少なく、取引数が伸びていない状況です。そのため、今年度、タベスケを運営している事業者や文京区商店街連合会と連携し、直接店舗を回って出品方法をレクチャーするなど、ＰＲを強化することについて検討しております。また、利用者に対しても、これまで以上に周知・啓発していく予定です。

○阿部（雅）委員 ありがとうございます。『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』を始める前に、利用を希望する人がどの程度いるのかといった基礎データは収集したのでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

事業開始前には特に確認はしていません。ただ、食品ロスというのは世界的にも非常に問題になっていますので、食品ロス削減のために区の施策を考え、『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』の開始に至ったものです。

○阿部（雅）委員 ありがとうございます。今後、利用者や利用率等の数値を確認した上で周知・啓発していくことによって認知度は少しずつ上昇していくのではないかと思いますので、ご検討いただけると幸いです。

○南部会長 ありがとうございます。

28ページから29ページに事業の説明がありますが、27ページの表7-3の下に配置してはいかがでしょうか。表中の知らない事業について、この下に事業説明があれば内容の理解が進むのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

配置を修正したいと思います。

○南部会長 よろしく願いいたします。

武井委員、どうぞ。

○武井委員 武井です。

私も『フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」』に登録していますが、知らない人に周知するのは難しいと感じます。区では多くの施策を既に実施していますが、タベスケは、受け手側が行動を起こさないと参加できないので、関心のある人にしか普及しにくいと思います。受け手側が自発的でなくても組み込まれる仕組みを考えられたら良いと思います。また、タベスケの普及・啓発に関しては、小学生のまち探検の授業の中で登録店舗をルートに組み込んでもらうことが可能ではないかと思いました。

○事務局（有坂） 事務局です。

ご提案ありがとうございます。どういったことが可能か、本区の他事業や他自治体の事例等を参考に研究していきたいと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

ぶんきょう食べきり協力店には登録店ステッカーがあったかと思いますが、まち探検の授業の中で登録店ステッカーを見付けるなどは良いアイデアかもしれません。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 公募委員の島田です。

52ページの（4）処理費用負担の検討について、①家庭ごみ有料化の調査・研究とありますが、これは、7ページに「排出日量50kg未満もしくは従業員20人以下の事業所に限って、例外的に有料でごみ集積所に排出することができます。」とある「あわせ産廃」に係る調査・研究ということでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

有料化の調査・研究の対象となる「家庭ごみ」とは、各家庭から集積所に排出されている一般的な家庭ごみのことです。小規模事業者が有料ごみ処理券を貼付して、ごみ集積所に排出している「あわせ産廃」のことではありません。

○南部会長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 分かりました。また、46ページの4 事業系の3Rの推進の（1）大規模・中規模事業所の3R推進に③食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけとありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

大規模・中規模事業所から提出される再利用計画書を基に、立入検査実施時に生ごみ排出量が多い事業所等へ、必要に応じてリサイクルを促すなどの働きかけを行っています。

○南部会長 他にはいかがですか。田口委員、どうぞ。

○田口委員 田口です。

周知方法についてですが、区の事業の情報にたどりつくのが難しいと感じます。例えば「リサイクル」に関する事業全般について、一括して分かるようなシステムはないのでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

現在、区のホームページは「手続き・くらし>ごみ・リサイクル」などカテゴリごとに情報をまとめています。リサイクル清掃課の事業であれば、リサイクル清掃課LINE公式アカウントで適宜ご案内しています。その他事業についても区のSNSやホームページ、イベント等で周知・啓発しています。今後も様々な手段を組み合わせ、より広く周知できるよう努めてまいります。

○南部会長 私もリサイクル清掃課LINEからのお知らせはよく見えています。LINEに友だち登録してもらうような、周知の最初の一步をどのようにするかということは常に課題であるので、引き続き検討していきたいと思います。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 公募委員の島田です。

49ページの⑥ふれあい指導の実施について、外国人住民への対応としてAI通訳機の活用とありますが、AI通訳機の活用が望まれる一方、AIによる誤った情報に対する懸念もあるのではないのでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

A I の活用にはご指摘のような懸念がありますが、今後は生成 A I など活用していくべきだと考えています。リサイクル清掃課でも取り扱いに十分注意を払った上で、現在のチャットボットによるごみ分別案内サービスをさらに利用しやすいものにできないか検証を行っていきたいと考えているところです。

○南部会長 鎬木委員、どうぞ。

○鎬木委員 鎬木です。

49 ページの⑦有害ごみ・危険物対策のリチウムイオン電池等に関して、とても大きな問題だと思います。「リチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の窓口回収を実施します。」という記載がありますが、これ以上の詳細を記載するのは難しいのでしょうか。

○南部会長 ありがとうございます。

今回は中間年度見直しなので、詳細な記載には限界があるかもしれませんが、事務局いかがでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

現行計画と同様に、コラムを掲載する予定ですので、そのうちの一つにリチウムイオン電池等の二次電池をテーマとしたものを掲載したいと考えております。大変重要な問題であるため、コラムの中でしっかりと詳細を伝えていきたいと思います。

○鎬木委員 ありがとうございます。外国人住民にも分かりやすく指導・啓発するというような視点もあると良いと思います。

○事務局（有坂） 事務局です。

コラムの詳細については、今後検討させていただきたいと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

二木委員、どうぞ。

○二木委員 二木です。

リチウムイオン電池等による火災は日々の清掃事業の中でも起こってしまうことです。リチウムイオン電池がどのようなもので、どんな製品に使用されているか分からないという人も多いため、リチウムイオン電池がどんなものを具体的に書いたり、使用されている製品名を示したりして、周知・啓発していただきたいと思います。

○事務局（有坂） 事務局です。

現在もチラシ、区ホームページ等により周知していますが、使い切りの一次電池と充電して繰り返し使用できる二次電池の違いを知らない方も多くいらっしゃると思います。同じリチウムで

も、リチウム電池は一次電池、リチウムイオン電池は二次電池ですが、拠点回収が可能な一次電池を窓口にお持ちになる方もいらっしゃいます。今後も継続して周知・啓発に努めるとともに計画のコラムでは、どのようなものが二次電池で、こういった製品に使用されていますといった、具体的な内容で分かりやすくお示ししたいと思います。

○南部会長 ありがとうございます。具体的な施策の部分に関連するコラムのページを記載して、参照しやすくすることもできそうですね。

では、次の議事に移りたいと思います。

小型充電式電池の窓口回収事業及びプラスチック分別回収事業の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（有坂） それでは、資料第24号をご覧ください。

まず、1 趣旨です。小型充電式電池の窓口回収事業及びプラスチック分別回収事業について、それぞれの事業開始から6月30日までの実績を報告いたします。

2 事業概要の（1）小型充電式電池の窓口回収についてです。ア 事業開始日は記載のとおりです。イ 回収実績については、4か月間で回収した総量は2,949個でした。そのうちJBRCへの引渡しは1,121個、残りの1,828個は全て売却し、それぞれ資源化しました。JBRCとは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき小型充電式電池の再資源化に取り組む一般社団法人のことです。パナソニックやダイソンをはじめ、大手家電メーカーなど約400社が加盟しています。また、小型充電式電池内蔵製品を564個回収しており、その中で多かった製品として主なものは、電子たばこ171個、イヤフォン89個、ハンディファン52個でした。なお、売却により3月は32円、4月は724円、5月は1,739円、6月は882円の歳入がありました。それぞれの二次電池の売却単価ですが、単価は市況により変動します。回収を開始した3月は全てkg当たり1円でしたが、令和7年4月以降はリチウムイオン電池とニッケル水素電池がkg当たり15円、それ以外はkg当たり1円で売却しています。

ウ その他ですが、回収量の約62%に当たる1,828個がJBRCに引き渡すことができない電池で、売却いたしました。引き続き、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池の危険性や区の窓口で回収していることを周知・啓発してまいります。

裏面、2ページをご覧ください。（2）プラスチック分別回収事業についてです。ア 事業開始日とイ 回収対象品目は記載のとおりです。ウ 回収実績をご覧ください。表の右から二つ目に「目標回収量（6.54t/日）」とありますが、目標回収量を1日当たり6.54tとしている根拠について説明いたします。令和7年度に見込まれる事業系も含めた可燃ごみ量を3

万 8, 638 t と推計しています。また、令和元年度に行った家庭ごみ組成分析調査の結果から、可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は 15% でした。さらにプラスチックの分別にご協力いただける協力率を 35% に設定しております。これはプラスチック分別回収事業の実施先行区 3 区における協力率が 2 区で 30%、1 区で 23% であったことや、目白台でモデル事業を行った際の協力率が 44% であったことから、その平均を取り、さらに文京区民のリサイクルに対する意識の高さを考慮して 35% と設定したものです。

以上から、可燃ごみ 3 万 8, 636 t にプラスチック含有率 15% を掛け、さらに分別協力率 35% を掛けた数字が 2, 028 t となります。これが年間に回収するプラスチックの目標量になります。そして、令和 7 年度は回収日が 310 日ありますので、2, 028 t を 310 日で割ると 1 日に回収する目標量が 6.54 t となります。

このことを前提に実績を報告いたします。3 か月間の回収量は約 484 t、各月の日曜日を除く回収日数は 4 月が 26 日、5 月が 27 日、6 月が 25 日ありましたので、平均回収量は 4 月が 5.62 t、5 月が 6.51 t、6 月が 6.47 t でした。回収率は 4 月が 85.9%、5 月が 99.6%、6 月が 98.9% でした。4 月の回収量がやや少なかった要因としては、全ての地域でプラスチック回収日の前日が可燃ごみの収集日であったことから、1 週目はプラスチックをこれまでどおり可燃ごみとして出された家庭が多かったためと推測しています。このことを裏付けるように、週が進むにつれ回収量は増加し、日によっては 7 t を超える日もありました。5 月、6 月末時点での平均回収量は僅かに目標量に届いていませんが、短期間で目標量と同程度の量を回収できたことから、改めて区民のリサイクルに対する意識の高さを感じているところです。

続いて、エ リサイクル手法です。本年度はモデル事業で行った手法と同様ケミカルリサイクルによりガス化し、アンモニアとして農作物の肥料や化学製品などに使用されたり、液化炭酸ガスとして冷却、冷凍や炭酸飲料などに再利用されたりします。なお、再商品化に当たっては、年度ごとに日本容器包装リサイクル協会に委託することとしています。リサイクル事業者は、日本容器包装リサイクル協会が行う入札により決定されるため、ケミカルリサイクルになるかマテリアルリサイクルになるかの手法を選択することはできません。

オ その他です。開始当初は多くの問い合わせをいただいておりますが、現在は落ち着いている状況です。また適宜分別回収への協力率やごみ削減量などを様々な媒体を通して発信することで、3R に対する区民の意識向上を図ってまいりたいと考えています。

○南部会長 ありがとうございます。

では、資料第 24 号についてご意見、ご質問等ございますか。

武井委員、どうぞ。

○武井委員 武井です。

プラスチック（資源）の回収後、周辺にプラスチックが散乱していることがあります。それが海に流れて海洋プラスチック問題につながると思いますので、防鳥ネットを使用するなど適切な排出方法についての啓発も必要であると感じました。

○事務局（有坂） 事務局です。

プラスチックは重量が軽いので、住民説明会などでも防鳥ネットを活用していただきたいということはご案内しているところです。また、二重袋にしないようお願いしておりますが、角のあるプラスチックだと袋が破れて中身が飛び出してしまうこともあるでしょうから、そういった点についても今後周知を図っていければと考えています。

○南部会長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部（雅）委員 文京区立小学校PTA連合会の阿部です。

小型充電式電池の窓口回収について、回収窓口は文京区役所のみでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

回収窓口は文京シビックセンター１７階のリサイクル清掃課と、小石川五丁目にあります播磨坂清掃事業所の２か所です。発火の危険性があるため、文京区ではこの２か所で対面での回収を行っています。今後、安全性等を確認の上、回収窓口の拡大を検討できればと思っています。

○阿部（雅）委員 ありがとうございます。私自身、数年前に小型充電式電池の処分に困った経験があり、また、大きな問題であるので、引き続き窓口回収をお願いできればと思います。今後、回収窓口が多くなることを期待しています。例えば、地域活動センターなど地域住民に根差した拠点に回収窓口を設置していただけると非常に良いと感じました。

○南部会長 ありがとうございます。

田口委員、どうぞ。

○田口委員 田口です。

二木委員がおっしゃったように、リチウムイオン電池が何かよく分かっていない人というのがまさに自分で、この表にある電池のうちどれが危険な電池なのか分からないので教えていただきたいと思います。また、小型充電式電池によって清掃車で火災が発生する事故があるのは分かるのですが、例えばマンションのごみ保管庫で電池を別に集めていますが、そこに小型充電式電池を入れてはいけないのか教えていただけたらと思います。

次に、プラスチック分別回収について、処理施設からはどのような評価を受けているのかということと、既に目標回収量に近い量を回収できているので、目標値を上げて良いかと思います。

○事務局（有坂） 事務局です。

まず、どの電池が危険かというご質問についてですが、この表に記載のある電池全てが危険です。膨らんだり破損していたりするものはより危険ですが、通常の状態でも少しの衝撃で発火の危険性があるため、処分の際はお手数でも回収窓口までお持ちいただければと思います。

次に、マンションで電池を別に集めているというご質問については、一次電池である乾電池を集めているのだと思いますので、二次電池である小型充電式電池は一緒にせず、回収窓口にお持ちください。

続いて、プラスチック分別回収については、文京区が委託している中間処理施設から日本容器包装リサイクル協会に運搬し、そこで年間2回の検査の1回目を先月受けたところです。結果は、一番良いA評価でした。ただ、回収したプラスチックの中に汚れ等によりリサイクルできない残渣が含まれていますが、モデル事業の際に9%だった残渣が区内全域で開始した現在は13%程度となっており、他区とあまり変わらない状況です。単に目標回収量を達成するだけでなく、回収するプラスチックの質を高めることが今後の課題だと思いますので、しっかり周知・啓発していきたいと考えています。

○南部会長 ありがとうございます。

鏑木委員、どうぞ。

○鏑木委員 鏑木です。

小型充電式電池について、計画の中のコラムでご紹介いただく際は、現在の窓口回収の案内に加えて、安全性を確認しながらさらに回収窓口を拡大する予定であることなども記載すると良いのではないかと思います。また、資料第24号2ページの表中に「平均回収量」とありますが、1日当たりの平均回収量という意味だと思いますので、そのことが分かるように記載した方が良いでしょう。

○事務局（有坂） 事務局です。

ご意見ありがとうございます。計画の中に掲載するコラムの内容について、参考にさせていただきたいと思います。また、資料第24号の平均回収量の記載については、今後改めたいと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

資料第24号2ページの表中に、回収量に対するリサイクル施設への出荷量の割合を記載する

のはいかがでしょう。回収量だけでなく、質も良いというところで文京区の良さをアピールできる機会かと思いますので、検討していただければと思います。

宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 公募委員の宮本です。

プラスチックはしっかり分別しているつもりですが、もしかしたら残渣になっている可能性もあると感じました。どのようなものが残渣になってしまうのか、どのように出せば資源になるのか分かりやすく説明した方が良いと思います。

それから、我が家は家族が多いので、週に1回の回収では70Lのごみ袋がいっぱいになってしまって保管が大変だと感じています。例えばスーパーなどの店舗や施設で回収してもらえると良いと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

○事務局（有坂） 事務局です。

行政が実施する事業なので、店舗などの民間に委ねるのは難しく、週1回の回収についてはご了承くださいければと思います。

○南部会長 残渣のお話も出ましたが、残渣を減らすためにたっぷり洗剤を使ってきれいにし出すというのは過剰なところがありますよね。

○事務局（有坂） 事務局です。

プラスチック分別回収の開始以降も出張説明会を開催しており、先週1件希望があり開催したところです。その際、プラスチック製容器やペットボトルの実物を使ってご説明しました。ペットボトルはプラスチックではありますが、ペットボトルだけでリサイクルした方が効率が良いので、プラスチック（資源）ではなくペットボトルの日に出していただくことや、ラベルとキャップはプラスチック（資源）の日に出していただくことも併せてご説明しました。プラスチック（資源）として出せるか迷うのが納豆のパックだと思いますが、少し水に浸しておいていただくとぬめりが取れやすくなるというようなこともご説明しています。目安としては、洗ったり拭いたりしても部屋の中に臭いが充満するような状態のものは可燃ごみとして出していただきたいと思います。また、どういったものが残渣になるのか説明する資料として実物の写真などをお示しすることによって、より区民の理解が深まると考えております。加えて、本審議会でご意見をいただいたリサイクル施設への出荷の割合やどのようなものにリサイクルされているのか等、分かりやすく周知・啓発していきたいと思います。出張説明会という直接お話をさせていただける機会

は非常に重要ですので、積極的に周知するとともに委員の皆様からも周囲に広めていただけると大変ありがたいと思っております。

○南部会長 ありがとうございます。

プラスチック分別回収の負担感については、説明会の際などにご意見が出ているのでしょうか。

○事務局（有坂） 事務局です。

汚れをどの程度きれいにすればプラスチック（資源）として出せるのかというご意見が多く、過度に負担を感じない範囲で分別していただくよう周知させていただいているところです。実際に分別する中で、少しずつ意識を変えていっていただき、回収するプラスチックの質が高まれば良いと思っています。

○南部会長 ありがとうございます。

宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 宮本です。

周知方法についてですが、LINEなどのSNSが有効だと思います。動画を撮影してYouTubeに投稿し、そのURLをLINEで送るなど現代的な方法で周知していくと良いと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 柴田と申します。

この審議会に関わらせていただいたおかげで、町内会の役員会の際、プラスチック分別回収についてのお話が出て、町会報にQ&Aを掲載することになりました。

○南部会長 ありがとうございます。とても良い取組ですね。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 文京区リサイクル事業協同組合の山田です。

私が勤めている会社ではプラスチックの資源化を行っていますので、資源化施設側としてお話をさせていただきますと、残渣の内訳は、残飯が入ったままの弁当箱や瓶、缶、ペットボトル、金属、植木鉢についた土などです。また、ライターや小型充電式電池といった危険物もあります。

委員の皆様はリサイクルに対して高い意識をお持ちで問題ないと思いますが、食べ残したままの弁当箱をそのまま分別しないでプラスチック（資源）に出されると、残飯などが周囲のプラスチックまで汚して資源化できなくなる原因になってしまいます。

ルールを守っていただけない一部の人達や、言葉や文化の違う外国人住民にどう周知していく

かが重要だと思っています。

○南部会長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 公募委員の島田です。

先日、火山灰の回収に関して桜島に視察に行ってきました。桜島では、火山灰を回収する専用の袋があって、自治体から各ご家庭に年間１００枚配っているということでした。とても頑丈な袋で、水を通さないようになっています。災害時などにそういった袋を提供していただく取組を想定してはいかがかと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

先ほどの山田委員や島田委員のように、日頃のお仕事の関係で得られた貴重な情報を共有していただき、ありがとうございます。

武井委員、どうぞ。

○武井委員 武井です。

資料第２３－１号の３ページの４行目に「プラスチック分別回収を開始します。」という記載があるので、「プラスチック分別回収を開始しました。」などに修正した方が良いと思います。

○南部会長 ありがとうございます。

では、事務局から事務事項をお願いいたします。

○事務局（有坂） 今後の予定ですが、次回の審議会は本日議論いただいた内容を基に、引き続き一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）の中間年度見直しを主な議題として、８月２７日（水）午後３時から開催したいと思います。資料につきましては後日お送りいたします。また、本日の審議会の会議録は、事務局で確認後、皆様に送付させていただきます。修正等がございましたらお申出ください。修正等については会長一任とさせていただきます。決定後、ホームページ等で公開させていただきますのでご了承ください。

事務局からは以上です。

○南部会長 これで閉会としたいと思います。ありがとうございました。

午後４時５２分 閉会